

## 建設工事における社会保険等未加入対策の強化について

法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすること等を通じて、公平で健全な競争環境を構築するとともに、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保等の観点から、郡上市においても社会保険等未加入対策について取り組んでいますが、その一部について以下のとおり対策を強化します。

適用は、平成 30 年 6 月 1 日以降に発注する工事からとします。

- 1、建設工事における入札参加資格の審査段階において、社会保険等未加入業者の申請は受け付けません。
- 2、市発注工事の入札参加時に、社会保険等未加入業者の入札参加を認めません。
- 3、全ての市発注工事において、社会保険等未加入業者との下請契約を原則禁止します。  
(従前は、下請契約総額 3,000 万円（建築一式工事は 4,500 万円）以上の市発注工事について、社会保険等未加入の一次下請業者との下請契約を原則禁止としておりましたが、平成 30 年 6 月 1 日以降は全ての市発注工事、全ての下請負人を対象とします。)
- 4、上記 3 に違反して社会保険等未加入業者と一次下請契約した元請業者に対して資格停止の措置を行います。  
また、社会保険等未加入業者と二次以下下請契約した元請業者に対しては、社会保険等の加入指導に努めるよう求めることとします。
- 5、上記 3 については、施工体制台帳等により、下請業者の社会保険等加入状況を確認します。なお、施工体制台帳等に虚偽の報告があった場合には、資格停止等の措置を行う場合があります。

※本取り組みにおける「社会保険等未加入業者」とは、以下に定める届出の義務を履行していない建設業者を指し、当該届出の義務がない（適用除外である）業者は、従前より対象とはしておりませんので、ご注意ください。

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

(問合せ)

郡上市総務部財務課管財係

TEL : 0575-67-1839 FAX : 0575-67-1711

Mail : zaisei@city.gujo.gifu.jp